

くらしの赤信号

クーリングオフができない!?
悪質なリフォーム業者に注意!

「無料で床下点検をする」

と電話があり、無料ならと承諾した。業者は来て床下を見るなり、「湿気が多い。カビが生えている。換気扇

の設置工事が必要。」などと

言うため、不安になりそのまま言われるが、ままに工事してもらった。

当初は30万円くらいでできると言っていたのに、最終的に30万円の請求を受けた。良く考えるとおかしいので、クーリング・オフをしたいと業者に電話したところ、その日の夜に業者が家に来て「すでに工事は済んでいるのでクーリング・オフできない」などと長時間まくし立てられた。どうしたらいいか。



アドバイス

1. 点検商法にご注意!

「点検商法」とは、無料や安価な点検後に、傷んでいる床下や排水管などの写真を見せたりして、「工事をしないと大変だ!」などと消費者の不安をあおり、契約を結ばせる商法です。業者が訪問してきた場合は、安易に業者を家に入れないようにしましょう。男性数人で来られた場合、威圧感から、断りにくくなることが考えられます。

2. クーリング・オフは無条件で契約解除できる権利です。

「クーリング・オフ」は、特定の販売形態と期間において無条件で契約解除できる権利です。事例のようにクーリング・オフを妨害された場合は、期間後でも契約解除できる場合がありますので、工事後でも解約をあきらめずご相談ください。なお、クーリング・オフを告げた後、業者が訪問する場合はドアフォン等で対応し、帰らなければ警察を呼ぶようにしましょう。

3. リフォーム等の契約は慎重に。

リフォームなどの工事契約は、高額なものが多いため、その場で契約せず、しっかり見積りを取り、家族や周囲の人などに相談してください。必要がない場合はきっぱり断りましょう。

ご注意ください
[相談事例]



管理会社の委託業者を かたる悪質業者にご注意!

【事例】

住んでいるマンションに業者が訪れ、「管理会社に依頼されて各お宅を訪問している。換気扇を見せてほしい。」というので家に入れた。台所で換気扇を見ると、「かなり汚れている。毎月の掃除が必要だが、このフィルターを買いと数ヶ月に1回交換するだけで良い」と説明され、言われるがままに契約した。

後で確認すると管理会社とは一切関係ないらしく、費用も高額なので解約したい。

アドバイス

◎ 自宅訪問や電話での勧誘があった時、勧められる商品や工事等が今必要かどうかをよく考えて必要がなければきっぱりと断りましょう。事例のような換気扇フィルターや消火器、浄水器など、さまざまな勧誘手口があります。

◎ 最近のマンションはオートロックなどによりセキュリティが高くなっていますが、住民の方の出入りの際など、出入口が一時的に開放され、部外者が出入りすることがあります。自宅には不用意に業者を招き入れないようにしましょう。

◎ 事例のような訪問販売や電話勧誘販売の場合、「クーリング・オフ」ができます。一定の条件はありますが、不要な契約をしてしまった時などお困りの際は気軽に消費生活センターに相談してください。

困った時はご相談を!

枚方市立 消費生活センター

相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日

9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
©枚方文化観光協会

5月は消費者月間です!

みんなの強みを活かす ～安全・安心な社会に一億総活躍～

5月は「消費者月間」として、各種消費者啓発を行います。

駅街頭 PR 活動を実施!

1. 5月18日(水) 枚方市駅
 2. 5月25日(水) 樟葉駅
- ともに 10:00～11:00

くらしのリーダー有志と協力して、消費生活センターオリジナルティッシュと、くらしの赤信号を配布します。

金融連続セミナーを開催!

1. 5月19日(木)「クイズ『年金』『ライフプラン』」
 2. 5月26日(木)「相続と相続税」
- ともに 10:00～12:00

講師: 大阪府金融広報委員会金融広報アドバイザー

受付: 5月2日(月) 午前9時から電話・ファクスで受付。
先着 40人

対象: 市内在住・在職・在学で、**2日間とも受講可能な人**

保育: 1歳以上未就学児で、先着 5人
(5月9日(月)までに要予約)

場所: 消費生活センター 研修室

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。